

(証券コード：2652)

2022年12月1日

株 主 各 位

東京都中野区中野五丁目52番15号

株式会社まんだらけ

代表取締役社長 辻 中 雄二郎

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様の安全を第一に考えまして、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申しあげます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年12月15日（木曜日）午後8時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月16日（金曜日）午前9時30分開場、午前10時開会

2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号
サンプラザ 7階13号研修室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第36期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役12名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月15日（木曜日）午後8時までには到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年12月15日（木曜日）午後8時までに行使してください。

5. 招集にあたっての決定事項

代理人出席により議決権を行使される場合は、当社定款第14条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主1名に限るものといたします。また、この場合、議決権行使書のほか委任状等代理権を証明する書面を会場受付にご提出いただくことを要するものといたします。

以 上

-
- 本招集通知に掲載いたしました事業報告、計算書類、株主総会参考書類に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項を当社webサイト（ホームページアドレス <https://mandarake.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - 本総会の決議事項につきましては、書面による決議通知の送付はせず、上記の当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。
 - 総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

- (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2022年12月15日（木曜日）午後8時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株皆様

証券会社に口座をお持ちの株皆様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株皆様（特別口座の株皆様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120(782)031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の緩和、解除と進み、社会経済活動は持ち直しの基調となりました。しかしその後、ロシアのウクライナ侵攻を起因とするエネルギー受給の逼迫をはじめ、急激な円安の進行など、国内外を問わずに先行き不透明な状況が継続されました。

当社が属する中古商品業界は、依然として続く消費者の将来に向けた強い不安感によって生活防衛意識の高まりは持続され、節約志向に基づきます中古品全般の需要はさらに加速傾向となり、また新型コロナウイルス感染症の落ち着きから、お客様のご来店は回復の様相をみせて、通信販売に向かいました消費者の購買動向も衰えない社会情勢にあって、業者間の競争は一層、激化する局面になっております。

このような事業環境のもとで当社は、最新の商品からマニアックな希少品まで、新たな商材の掘り起こしと、その市場の創出と定着を図る方針を継続し、店頭、ECサイトの双方で品揃えの拡大と充実を進めました。当社が取り扱う商品については、買い取りの強化告知などを通じて世間の関心をとらえ、掘り起こしました多種多様な商品は、店頭での展開と同時に、国内外を問わずWeb上で紹介しており、世界中のコレクターから一般のお客様まで幅広く、その潜在的ニーズを引き出す営業活動を展開いたしました。

当社は基幹のPOSシステムに蓄積されたデータを用いて、買い取り実績のある商品は仕入から販売、保管の状況を一貫して把握し、需要動向や在庫状況に応じ迅速で的確な価値判断をすることによって、仕入の拡充を進めております。新規取り扱いは、直ちにマスタデータを登録、登録後のデータ整備と更新も欠かさずに仕入動向の推移に基づいた確度の高い販売可能性を追求、他社に先がけてその魅力を伝え、市場の創出と育成を図っております。当社は「適正価格で買い取る」という基本方針の徹底によって多数の良質な商品を買取り、多様な品揃えの展開で、お客様の満足度を高めてまいりました。

販売面におきましては、まんだらけSAHRA（サーラ）を主力とするWeb通信販売が、売上の伸びを堅持しており、新たな電腦ショップ「ありある」も加えて販売力の強化を続けております。また希少な商品の出品継続によって、隔月で開催しております大オークションは、全世界から多くのお客様にご参加いただけております。その他、中野店をはじめ各店舗では、大小の規模でリニューアル、新規の売場開設を進め、取扱い商品の拡大を図ることにより売上高の維持、向上に努めております。

これらの営業展開によりまして、当事業年度の売上高は10,588百万円（対前年同期比10.0%増）となり、経常利益は906百万円（対前年同期比59.5%増）に、当期純利益は587百万円（対前年同期比64.3%増）となりました。

当事業年度の商品分類別売上高の状況は次のとおりであります。

| 商品分類 | 金額（千円） | 対前年同期比（%） | 構成比（%） |
|-------|------------|-----------|--------|
| 出版物 | 92,301 | △1.2 | 0.9 |
| 本 | 1,199,211 | 1.0 | 11.3 |
| T O Y | 5,841,168 | 10.6 | 55.2 |
| 同人誌 | 1,162,397 | 5.2 | 11.0 |
| その他 | 2,293,720 | 17.0 | 21.6 |
| 合計 | 10,588,800 | 10.0 | 100.0 |

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は100百万円であり、その主なものは中野店の増床やリニューアルに伴う設備工事によるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度においては、安定的な事業活動の継続を目的として新規に株式会社高知銀行より100百万円の短期借入金を、また株式会社百十四銀行より200百万円、株式会社伊予銀行より200百万円、総額で400百万円の長期借入金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第33期 (2019年度) | 第34期 (2020年度) | 第35期 (2021年度) | 第36期(当期) (2022年度) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高 (千円) | 10,059,003 | 9,017,937 | 9,626,151 | 10,588,800 |
| 経常利益 (千円) | 847,732 | 245,826 | 567,781 | 906,123 |
| 当期純利益 (千円) | 564,034 | 139,191 | 357,394 | 587,480 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 85.14 | 21.01 | 53.95 | 88.68 |
| 総資産 (千円) | 15,638,298 | 15,852,786 | 16,122,737 | 16,672,218 |
| 純資産 (千円) | 7,310,089 | 7,442,565 | 7,793,413 | 8,374,338 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 1,103.45 | 1,123.45 | 1,176.41 | 1,264.10 |

(注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、サブカルチャー全般にわたり幅広く目を向け、まんが、アニメーション関連の商品を基幹にコレクターアイテムとなり得る中古品全般の掘り起こしに努め、その適正な価値の追求と、市場の創造と安定した拡大を推進することで、これら商品のメインカルチャー化を促進し、時代を超越して受け継がれる文化を育成し、また保護する企業としての成長を目指しております。このような目的に対し、当社は以下の課題に対処してまいります。

① 人材の確保と育成

当社が掘り起こして、市場の創造を目指す商品にあつては、その大多数で価値の適正認識が一般化しておりません。これらの商品の価値は、その評価の支持を得るための、正確な情報の収集と蓄積、さらに適時的確な発信が不可欠であり、このような情報受発信の機会として、お客様と直接、間接に関わりなく、緊密なコミュニケーションを得なければなりません。お客様からもたらされる多種多様な情報を細大漏らさずに既存取り扱い商品の充実と見直しに向けて、また新規に取り扱うべき商品の掘り起こしと収集に活用し、さらに商品知識と情報分析力を高め、適正に価値を判断できる能力や、市場創造の企画、開発が行える人材を確保、社内での教育を進め、販売と買取の現場で指導することを課題に、当社は研修制度の充実に取り組んでまいります。

② POSシステムの強化

当社は、常に既存商品と新しい商品のいずれに対しても、適正な価値をもって取り扱い、新たな市場を創造して定着を進め、さらに安定した市場拡大を求めることから、当社保有の中古商品情報及び商品そのものは日々、増加を続けるため、その管理は最重要の経営課題であります。当社は独自に開発したPOSシステムによって、全店舗部署が同時にあらゆる商品の最新時点における仕入と販売、さらに在庫状況を把握でき、その現状分析をもって今後の動向を予測、常に適正な価値判断を行えるよう、POSシステムの機能向上と更新、安定稼働の確保に継続して取り組んでまいります。

③ 店舗及び通販展開

当社は、お客様との直接のコミュニケーションから得られる様々な情報を基に新たな商品の掘り起こしと市場の開拓を図るため、相応の人口を擁する大都市圏を対象とした新規出店を継続の課題にするとともに、通販の動向から、間接に幅広く、お客様のニーズや嗜好の変化を読み取るべく、通販機能の強化と拡充に取り組んでまいります。当社の出店によって、お客様が直接に商品をご覧いただける機会を広げ、また通販サイトに掲載する商品数と種類の拡充を持続することで、商品に対する興味と驚きの価値認識を促し、これら商品の社会的ステイタスを高め、仕入と販売の両面で拡大を追求してまいります。

④ 情報収集と商品仕入の強化

当社は、当社の出店がなく、当社各店へのご来店も困難なお客様に対して、国内外を問わずWeb通信販売を積極的に展開、継続した拡充を図っております。通信販売に加え、当社の厳選商品を揃えたオークション大会を定期に開催、ほかに「毎日オークション」と称する通年のオークションサイトを通じて、全世界のお客様に、商品への興味を湧き立たせる機会を設けますほか、新たに電腦ショップ「ありある」を開設し、販売推進を継続、拡張しております。海外のお客様に向けた当社、Web上の多言語対応は、世界各地からのweb通信販売の利用促進となり、同時に全世界規模のお客様のニーズを収集する、貴重な情報収集の場として有効に機能しております。

店頭で、対面による仕入、販売時にお客様から得られた情報と、Webに寄せられた広く一般的で多様なお客様のご意見、お問い合わせ、ご要望等を合わせました「お客様の声」を貴重な経営資源として、当社はこれら「お客様の声」へ迅速且つ的確に対応し、商品価格の見直し、新規商品の掘り起こしと定着の推進、店舗運営や接客等の改善など、当社事業の一層の向上を最重要経営課題として、このような情報収集と商品仕入の強化に取り組んでまいります。

当社は、これらの課題に対して真摯に取り組み、対処のための社内構造改革を絶やさず、お客様、株主の皆様、従業員の満足度を最大限に高めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

当社は、まんが、おもちゃ、同人誌、アニメーション関連グッズその他、あらゆるコレクターアイテムとなり得る中古品を取り扱い、正確な価値判断をもって、これら中古品を買い取り、販売することを主たる事業としております。

(6) 主要な事業所等 (2022年9月30日現在)

| | | |
|---|---|--|
| 本 | 社 | 東京都中野区中野五丁目52番15号 |
| 本 | 店 | 中野本店：東京都中野区中野 |
| 支 | 店 | 渋谷店（東京都渋谷区）、コンプレックス（東京都千代田区）、CoCoo（東京都千代田区）、ラララ（東京都豊島区）、那由多（東京都豊島区）、名古屋店（名古屋市中区）、うめだ店（大阪市北区）、グランドカオス（大阪市浪速区）、福岡店（福岡市中央区）、小倉店（北九州市小倉北区）、札幌店（札幌市中央区）、宇都宮店（栃木県宇都宮市） |
| 倉 | 庫 | 都内倉庫（東京都板橋区）、SAHRA（千葉県香取市） |

(7) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 381名 | 17名増 | 37.3歳 | 9.5年 |

(注) 従業員数には、嘱託及びパートタイマーの期中平均雇用人数479名を含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (2022年9月30日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,845,298千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 1,000,000千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 953,342千円 |
| 株式会社百十四銀行 | 655,700千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 433,560千円 |
| 株式会社千葉銀行 | 300,000千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年8月に中野ブロードウェイで開設しました「禁書房」店舗が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定める店舗型特殊風俗営業の店舗（アダルト・ショップ）に該当するとされ、また2022年1月には当社の「中野店」「渋谷店」「SAHRA」「グランドカオス」各店舗部署で「わいせつ物陳列及び頒布」の嫌疑があるとする行政機関からの摘発を受け、書類送検されておりましたが、2022年9月までに全て「不起訴処分」の決定に至っております。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係各位には、ご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、当社は、警察からの指導を真摯に重く受け止め、コンプライアンス強化により再発防止に努めてまいります。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,628,000株
- ② 発行済株式の総数 7,236,000株
- ③ 株主数 16,380名
- ④ 大株主

(発行済株式(自己株式を除く)の総数の上位10名の株主)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|------------|-------|
| 古川益藏 | 2,307,600株 | 34.8% |
| 古川清美 | 288,000株 | 4.3% |
| 有限会社カイカイキキ | 231,700株 | 3.5% |
| まんだらけ従業員持株会 | 128,300株 | 1.9% |
| 西田貴美 | 108,000株 | 1.6% |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 103,200株 | 1.5% |
| まんだらけ役員持株会 | 50,100株 | 0.7% |
| 北沢一記 | 48,800株 | 0.7% |
| 大軒紀之 | 33,900株 | 0.5% |
| 石田南十字 | 27,000株 | 0.4% |

- (注) 1. 当社は、自己株式を611,238株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|---------|--|
| 取締役会長 | 古川 益 蔵 | |
| 代表取締役社長 | 辻 中 雄二郎 | |
| 取締役 | 田 中 幹 教 | 副社長、Web制作部長 |
| 取締役 | 川 代 浩 志 | 経理部長 |
| 取締役 | 西 田 貴 美 | 管理部門副統括 |
| 取締役 | 竹 下 典 宏 | コンプレックス店長 |
| 取締役 | 香 西 陽 | 渋谷店長 |
| 取締役 | 小 山 雄 介 | 中野店長 |
| 取締役 | 野久尾 亮 | うめだ店長 |
| 取締役 | 大 井 健一朗 | 札幌店長 |
| 取締役 | 青 木 義 治 | |
| 取締役 | 田 辺 秀 朗 | 株式会社東京税経総合研究所 代表取締役 税理士法人東京税経総合事務所 理事長 砂山靴下株式会社 非常勤監査役 株式会社日本プロマイト 非常勤取締役 |
| 常勤監査役 | 雨 宮 正 文 | |
| 監査役 | 齋 藤 禎 範 | |
| 監査役 | 大工原 幸 人 | 株式会社ディービーエス研究所 代表取締役 |

- (注) 1. 取締役青木義治氏、取締役田辺秀朗氏の2名は社外取締役であります。
2. 監査役3名は社外監査役であります。
3. 監査役雨宮正文氏は、他社での経理経験、監査役経験を有しており、財務および会計に相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役青木義治氏、取締役田辺秀朗氏、常勤監査役雨宮正文氏、監査役齋藤禎範氏、監査役大工原幸人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、企業価値の持続的な向上を図るために機能するよう、それぞれの役割と責務に応じた報酬体系、水準とすることを基本に、固定報酬としております。

ア. 基本方針

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、月例の固定報酬（金銭報酬）のみとし、他社の報酬水準等を勘案し、役位と職責に応じて総合的な決定をしております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役の協議によって決定しております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬（金銭報酬）は、他社の報酬水準、役位、職責等を総合的に勘案して決定するものとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の第28回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の報酬限度額は、1997年3月27日開催の第10回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は1名（うち、社外監査役は0名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長辻中雄二郎及び取締役会長古川益蔵が取締役の個人別の固定報酬の額を決定しております。

その権限の内容は、取締役会の決議による委任の範囲で、取締役の個人別の固定報酬の額を決定することであります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や他社の報酬水準等を勘案し、役位と職責に応じた総合的な評価を行うのは、代表取締役社長及び取締役会長が適していると判断したためであります。

委任する権限が適切に行使されるよう、決定に際して社外取締役がレビューを行うものとし、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 12名 (2名) | 159,686千円 (2,400千円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3名 (3名) | 6,600千円 (6,600千円) |
| 合 計 (うち社外役員) | 15名 (5名) | 166,286千円 (9,000千円) |

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役田辺秀朗氏は、株式会社東京税経総合研究所の代表取締役並びに税理士法人東京税経総合事務所の理事長を兼務しております。なお、当社と株式会社東京税経総合研究所及び税理士法人東京税経総合事務所との間には特別の関係はありません。

・監査役大工原幸人氏は、株式会社ディービーエス研究所の代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ディービーエス研究所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動の状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 青 木 義 治 | 当事業年度開催の取締役会には、12回すべてに出席しております。事業運営の経験を有しており、その経験、知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。 |
| 取 締 役 | 田 辺 秀 朗 | 当事業年度開催の取締役会には、12回すべてに出席しております。経営コンサルタントとしての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。 |
| 常勤監査役 | 雨 宮 正 文 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、12回すべてに出席し、他社における監査役としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。 |
| 監 査 役 | 齋 藤 禎 範 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、12回すべてに出席し、主に司法書士としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。 |
| 監 査 役 | 大工原 幸 人 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会には、12回すべてに出席し、主に会社経営者としての経験と知識に基づいた発言並びに意見表明を行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 監査法人ハイビスカス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 14,000千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は、これらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当した場合または会計監査人の適切性、妥当性、独立性を阻害する事由の発生等により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、会社法第344条に基づいて監査役会が決定した会計監査人の解任または不再任の議案を、株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当した場合、会計監査人の解任を検討し、必要あると判断した場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及び解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に則り、法令及び定款に定められた事項並びに企業経営上の重要な業務に関する事項を決議するとともに、各取締役から業務執行状況の報告を受け、各取締役の業務執行を管理、監督しております。

コンプライアンスについては、企業に求められる倫理観及び遵法精神に基づき、コンプライアンスの実践、浸透のための各種企画、立案、推進を図り全社的な取り組みを徹底しております。

取締役は、監査役等とともに毎月1回以上、開催される経営会議において重要事項の審議、業務及び予算執行状況の確認を行うことで迅速且つ円滑、適正な経営を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関わる情報としての取締役会議事録、稟議書、契約書その他の重要な文書及び電磁的記録は、法令及び社内規程に基づき、適切且つ確実に保存並びに管理を行い、また閲覧可能な状態を整えております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業上において発生が想定されるリスクに対しては、リスクに関する規程を策定し、関係する部署間の連携及び対応を図っております。

その運用に関しては、内部監査規程に基づき、内部監査室が計画的に監査を実施し、これを適切に見直し常にリスク管理体制を強化しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、各取締役の業務分担を定め、各取締役の責任と権限の所在を明確にするとともに、職務権限規程等の各種規定により明確で効率的な職務の執行を図っております。

また定例の取締役会における、業績報告等によって事業活動の状況を適切に把握し、経営の透明性と健全性を高めております。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は設置すべきであるかを検討し、また人数、報酬等の決議をいたします。

補助使用人を置くことといたしました場合の当該補助使用人は、職務遂行に当たり取締役からの指揮命令は受けないものといたします。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会をはじめとする重要な意思決定会議に参加し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとしております。また、取締役及び使用人は、当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼす懸念のある事実を確認した場合には、速やかに監査役に報告するものとしております。

- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長のほか会計監査人との定期的な意見交換を行うものとしております。また、必要に応じて取締役や使用人からの報告を求めるほか、内部監査室とも情報交換を行い、連携して監査を有効に行うものとしております。

- (8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社取締役会は、当社の各部門から毎月、各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査役との情報共有と経営管理を行っております。
- ② 当社監査役は、毎月開催される当社の取締役会に出席しております。また、当社の監査を実施し、業務の適正性の確認を行い、これらの結果について、監査役会を毎月開催し、情報の共有を行っております。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、年間の基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。
- ④ 反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

(注) 本事業報告の数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 10,341,810 | 流動負債 | 4,609,576 |
| 現金及び預金 | 845,471 | 買掛金 | 18,350 |
| 売掛金 | 292,343 | 短期借入金 | 2,666,200 |
| 商品及び製品 | 9,047,292 | 一年以内返済予定長期借入金 | 931,264 |
| 仕掛品 | 2,575 | 一年以内償還予定社債 | 40,000 |
| 貯蔵品 | 18,228 | 未払金 | 263,732 |
| 前払費用 | 51,505 | 未払費用 | 63,261 |
| 未収入金 | 30,973 | 未払法人税等 | 350,356 |
| その他の流動資産 | 53,820 | 契約負債 | 94,404 |
| 貸倒引当金 | △400 | 預り金 | 34,678 |
| 固定資産 | 6,330,407 | 賞与引当金 | 57,543 |
| 有形固定資産 | 5,381,858 | 株主優待引当金 | 89,784 |
| 建物 | 2,646,852 | 固定負債 | 3,688,303 |
| 構築物 | 191,810 | 社債 | 80,000 |
| 機械装置 | 71,263 | 長期借入金 | 2,731,862 |
| 車両運搬具 | 1,248 | 退職給付引当金 | 818,654 |
| 器具備品 | 252,458 | 資産除去債務 | 57,787 |
| 土地 | 2,216,136 | 負債合計 | 8,297,879 |
| 建設仮勘定 | 2,088 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 31,732 | 株主資本 | 8,374,159 |
| ソフトウェア | 31,732 | 資本金 | 837,440 |
| 投資その他の資産 | 916,816 | 資本剰余金 | 1,117,380 |
| 投資有価証券 | 662 | 資本準備金 | 1,117,380 |
| 出資金 | 830 | 利益剰余金 | 6,552,218 |
| 長期貸付金 | 17,260 | 利益準備金 | 3,000 |
| 差入保証金 | 346,200 | その他利益剰余金 | 6,549,218 |
| 長期前払費用 | 2,980 | 特別償却準備金 | 333 |
| 繰延税金資産 | 566,143 | 別途積立金 | 2,318,000 |
| 貸倒引当金 | △17,260 | 繰越利益剰余金 | 4,230,885 |
| | | 自己株式 | △132,879 |
| | | 評価・換算差額等 | 179 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 179 |
| 資産合計 | 16,672,218 | 純資産合計 | 8,374,338 |
| | | 負債・純資産合計 | 16,672,218 |

損 益 計 算 書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|----------------|
| 売 上 高 | 10,588,800 |
| 売 上 原 価 | 4,809,770 |
| 売 上 総 利 益 | 5,779,030 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 4,844,962 |
| 営 業 利 益 | 934,067 |
| 営 業 外 収 益 | 12,379 |
| 受 取 利 息 | 5 |
| 受 取 配 当 金 | 33 |
| 為 替 差 益 | 2,184 |
| 助 成 金 収 入 | 1,360 |
| 奨 励 金 収 入 | 2,950 |
| 物 品 売 却 益 | 1,515 |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益 | 4,329 |
| 営 業 外 費 用 | 40,323 |
| 支 払 利 息 | 36,153 |
| 社 債 利 息 | 792 |
| 融 資 等 手 数 料 | 2,165 |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用 | 1,212 |
| 経 常 利 益 | 906,123 |
| 特 別 損 失 | 1,542 |
| 有 形 固 定 資 産 除 却 損 | 1,025 |
| 無 形 固 定 資 産 除 却 損 | 517 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 904,580 |
| 法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税 | 333,258 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △16,158 |
| 当 期 純 利 益 | 587,480 |

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------|-------------|--------------|---------------|-----------|-------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | | | | | 利 益 剰 余 金 計 |
| | | 資本準備金 | 利 益 準 備 金 | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | | 特別償却 準備金 | 別 途 積 立 金 | 繰越利益 剰 余 金 | | |
| 2021年10月1日残高 | 837,440 | 1,117,380 | 3,000 | 333 | 2,218,000 | 3,750,029 | 5,971,362 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | | 100,000 | △100,000 | — | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △6,624 | △6,624 | |
| 当期純利益 | | | | | | 587,480 | 587,480 | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — | 100,000 | 480,856 | 580,856 | |
| 2022年9月30日残高 | 837,440 | 1,117,380 | 3,000 | 333 | 2,318,000 | 4,230,885 | 6,552,218 | |

| | 株 主 資 本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------|-----------|------------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | |
| 2021年10月1日残高 | △132,879 | 7,793,303 | 110 | 7,793,413 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 別途積立金の積立 | | — | | — |
| 剰余金の配当 | | △6,624 | | △6,624 |
| 当期純利益 | | 587,480 | | 587,480 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | 68 | 68 |
| 事業年度中の変動額合計 | — | 580,856 | 68 | 580,924 |
| 2022年9月30日残高 | △132,879 | 8,374,159 | 179 | 8,374,338 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

i. 商品

高額品…個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の商品…売価還元法による低価法
個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

ii. 製品・仕掛品

iii. 貯蔵品

② 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

i 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

ii 市場価格のない株式等

時価法

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 12～17年

器具備品 2～39年

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

定額法

② 無形固定資産

③ 長期前払費用

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、中古品等の買取及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- | | |
|----------|-------------------------|
| ① 店頭販売 | 商品引渡時 |
| ② 国内通信販売 | 商品出荷時 |
| ③ 海外通信販売 | 取引条件に応じてリスク負担が顧客に移転した時点 |

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- | | | |
|-------------------------|-----------|---|
| ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務 | 決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| ② ヘッジ会計の方法 | | 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、金利スワップ等については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適し適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出販売においては、取引条件に応じてリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価の算定に関する会計基準等の適用による、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社は、固定資産の減損の判定及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、当事業年度の計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、少なくとも一定期間継続するという仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 5,381,858 |
| 無形固定資産 | 31,732 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としての店舗を基本単位としてグループピングし、各店舗の営業損益が過去2年連続してマイナスとなった場合、店舗固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候ありと判定しております。

減損の兆候が認められた店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌事業年度の事業計画に基づく各店舗の将来収益予測を基礎として、店舗ごとの固有の経済条件を織り込んで作成しております。また、将来キャッシュ・フローの見積期間は各店舗で使用している固定資産の残存耐用年数を勘案して決定しております。

主要な仮定については、見積り特有の不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。その結果、翌事業年度の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 当事業年度 |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 566,143 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があることと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りは事業計画を基礎として将来の一定期間の所得を見積り、一定期間に解消が見込まれると見積られる将来減算一時差異につきまして繰延税金資産を計上し、将来において解消が不確実であると考えられる一時差異につきましては評価制引当額として繰延税金資産を減額しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

| | |
|----|-------------|
| 建物 | 2,004,549千円 |
| 土地 | 2,117,079千円 |
| 合計 | 4,121,629千円 |

(上記に対応する債務)

| | |
|---------------|-------------|
| 一年以内返済予定長期借入金 | 503,478千円 |
| 長期借入金 | 1,678,722千円 |
| 合計 | 2,182,200千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,540,251千円

(3) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

6. 損益計算書に関する注記

金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 7,236,000 | — | — | 7,236,000 |
| 合計 | 7,236,000 | — | — | 7,236,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 611,238 | — | — | 611,238 |
| 合計 | 611,238 | — | — | 611,238 |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-----------|-----------------|------------------|------------|-------------|
| 2021年12月17日 定時株主総会 | 普通株式 | 6,624 | 1.00 | 2021年9月30日 | 2021年12月20日 |

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の 総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-----------|--------------------|-------|---------------------|------------|-------------|
| 2022年12月16日 定時株主総会 | 普通株式 | 6,624 | 利益剰余金 | 1.00 | 2022年9月30日 | 2022年12月19日 |

(3) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 21,050千円 |
| 棚卸資産評価損 | 285,862千円 |
| 株主優待引当金 | 27,473千円 |
| 賞与引当金 | 17,608千円 |
| 退職給付引当金 | 250,508千円 |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 5,403千円 |
| 資産除去債務 | 17,683千円 |
| その他 | 26,090千円 |
| 繰延税金資産小計 | 651,681千円 |
| 評価性引当額 | △83,211千円 |
| 繰延税金資産合計 | 568,469千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △2,144千円 |
| その他 | △180千円 |
| 繰延税金負債合計 | △2,325千円 |
| 繰延税金資産純額 | 566,143千円 |

(2) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

差入保証金は、店舗等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、借入期間は一部を除き基本として5年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引によりリスク低減を行っております。

デリバティブ取引は、内部規程に従い、借入金の金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等の実需の範囲で行うものとしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額(*) | 時 価(*) | 差 額 |
|----------|-------------|-------------|---------|
| ① 短期貸付金 | 400 | | |
| 貸倒引当金 | △400 | | |
| | — | — | — |
| ② 投資有価証券 | 662 | 662 | — |
| ③ 長期貸付金 | 17,260 | | |
| 貸倒引当金 | △17,260 | | |
| | — | — | — |
| ④ 差入保証金 | 346,200 | 335,814 | △10,386 |
| ⑤ 長期借入金 | (3,663,126) | (3,651,540) | △11,585 |
| ⑥ 社債 | (120,000) | (119,349) | △650 |

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-----|---------------|
| 出資金 | 830 |

(注) 3. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 4. 1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

| | 時価 (千円) | | | |
|--------|---------|-------|-------|-----|
| | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計 |
| 投資有価証券 | 662 | — | — | 662 |
| 資産計 | 662 | — | — | 662 |

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|-----------|-------|-----------|
| | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計 |
| 差入保証金 | — | 335,814 | — | 335,814 |
| 資産計 | — | 335,814 | — | 335,814 |
| 長期借入金 | — | 3,651,540 | — | 3,651,540 |
| 社債 | — | 119,349 | — | 119,349 |
| 負債計 | — | 3,770,890 | — | 3,770,890 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

差入保証金

賃貸契約の終了期間を考慮した差入保証金の返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

なお、金利スワップ及び金利スワップの特例処理の対象となっている長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

社債

元金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

(4) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 金額 (千円) |
|---------------|------------|
| 本 | 1,199,211 |
| TOY | 5,841,168 |
| 同人誌 | 1,162,397 |
| 出版物 | 92,301 |
| その他 | 2,293,720 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 10,588,800 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への売上高 | 10,588,800 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

| | 期首残高 (千円) | 期末残高 (千円) |
|---------------|-----------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 271,255 | 292,343 |
| 契約負債 | 68,822 | 94,404 |

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,264円10銭
- (2) 1株当たり当期純利益 88円68銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社 まんだらけ
取締役会 御中

監 査 法 人 ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 森崎 恆平
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 梅田 純一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社まんだらけの2021年10月1日から2022年9月30日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年11月24日

株式会社 まんだらけ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 雨 宮 正 文

監 査 役（社外監査役） 齋 藤 禎 範

監 査 役（社外監査役） 大工原 幸 人

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき1円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は6,624,762円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年12月19日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第12条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第12条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第12条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 事業の機動性を高め経営判断の多様性と迅速性の推進に向け、現行定款第20条(代表取締役及び役付取締役)に定める当会社の取締役社長員数制限を除くものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|------|
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第12条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | <削除> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p><新設></p> <p><新設></p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取るものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置を取る事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| (中略) | |
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会はその決議によって、<u>取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会はその決議によって、<u>取締役社長を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> |
| (中略) | |
| <p><新設></p> <p><新設></p> | <p>(附則)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>2 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p> |

第3号議案 取締役12名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役12名が任期満了となりますので、新たに取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------|---|------------------|
| 1 | 古川 益 蔵 (1950年10月21日生) | 1980年5月 まんだらけ創業 1987年2月 当社取締役 1990年11月 当社代表取締役社長 2020年12月 当社取締役会長（現任） | 2,307,600株 |
| 2 | 辻 中 雄二郎 (1971年8月5日生) | 1998年7月 当社入社 2001年3月 当社中野店長 2002年12月 当社取締役 2014年10月 当社副社長 2020年12月 当社代表取締役社長（現任） | 一株 |
| 3 | 田 中 幹 教 (1979年2月10日生) | 2001年3月 当社入社 2003年10月 当社Web制作部長（現任） 2010年12月 当社取締役（現任） 2020年12月 当社副社長（現任） | 一株 |
| 4 | 川 代 浩 志 (1961年6月25日生) | 1984年4月 株式会社千葉興業銀行入行 1989年6月 水上税務会計事務所（現 税理士法人東京税経総合事務所）入所 2000年11月 当社入社 2001年7月 当社経理部長（現任） 2002年3月 当社取締役（現任） | 3,600株 |
| 5 | 西 田 貴 美 (1965年3月30日生) | 1983年4月 藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）入社 1995年8月 当社入社 1996年3月 当社取締役（現任） 2002年4月 当社管理部門 副統括（現任） | 108,000株 |
| 6 | 竹 下 典 宏 (1977年7月15日生) | 2001年3月 当社入社 2008年3月 コンプレックス店長（現任） 2014年12月 当社取締役（現任） | 一株 |
| 7 | 香 西 陽 (1979年6月17日生) | 2004年9月 当社入社 2012年1月 渋谷店長（現任） 2014年12月 当社取締役（現任） | 一株 |
| 8 | 小 山 雄 介 (1978年8月24日生) | 1998年10月 当社入社 2016年11月 当社グランドカオス店長 2019年12月 当社取締役（現任） 2020年12月 中野店長（現任） | 一株 |
| 9 | 野 久 尾 亮 (1982年2月8日生) | 2005年4月 当社入社 2015年5月 当社うめだ店長（現任） 2019年12月 当社取締役（現任） | 一株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の 株 式 数 |
|-----------|--------------------------|--|------------------|
| 10 | 大 井 健一朗 (1972年4月28日生) | 1993年7月 有限会社コスギヤマ入社 2001年3月 株式会社美工入社 2005年1月 当社入社 2009年2月 当社札幌店長(現任) 2021年12月 当社取締役(現任) | 一株 |
| 11 | 青 木 義 治 (1942年3月14日生) | 1968年4月 青木呉服店入店 1978年5月 飲食店(ソカロ)開業 2013年3月 青木呉服店廃業 2015年12月 当社取締役(現任) | 一株 |
| 12 | 田 辺 秀 朗 (1964年1月29日生) | 1986年4月 Applied Materials, Inc.入社 1989年10月 水上税務会計事務所(現 税理士法 人東京税経総合事務所)入所 2005年9月 株式会社日本プロマイト 非常勤監査役 2006年5月 税理士法人東京税経(現 税理士法 人東京税経総合事務所)入所 2011年5月 株式会社東京税経総合研究所 代表取締役(現任) 2012年5月 税理士法人東京税経総合事務所 理事長(現任) 2013年7月 砂山靴下株式会社 非常勤監査役 (現任) 2015年12月 当社取締役(現任) 2017年9月 株式会社日本プロマイト 非常勤取締役(現任) | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木義治氏及び田辺秀朗氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は青木義治氏及び田辺秀朗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割
青木義治氏につきましては、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長期にわたる事業運営の経験を有しており、当社の社外取締役として適任と判断したためであります。青木氏の経歴、経験等からは株主等の視点に立ち、当社に対して適切な意見表明を行っていただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 田辺秀朗氏につきましては、経営コンサルタントとしての豊富な経験と専門的知見を有しており、当社の社外取締役として適任と判断したためであります。田辺氏の経験に基づいた、当社の業務執行や意思決定、経営戦略策定等への関与あることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 青木義治氏及び田辺秀朗氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中野区中野四丁目1番1号

サンプラザ 7階13号研修室

JR、東京メトロ東西線中野駅北口より徒歩3分

